

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の入院給付金等の特別取扱について

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

朝日生命保険相互会社（社長：木村博紀、以下「当社」）は、新型コロナウイルス感染症に罹患された方に対して、2020年4月より、社会情勢を踏まえた時限的な措置として、宿泊療養・自宅療養された場合、約款上の「入院」として取り扱い、入院給付金等のお支払い対象とする特別取扱（以下、「みなし入院」）を開始しました。その後、2022年9月26日より、重症化リスクの高い方の宿泊療養・自宅療養を「みなし入院」のお支払い対象に限定・変更しました。

今般、2023年5月8日より、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）」における新型コロナウイルス感染症の分類について、“五類感染症”に位置づける、との方針が政府から示されました。この“五類感染症”への位置づけ変更が実施された場合、季節性インフルエンザと同等の位置づけとなり、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の「入院措置・勧告」等の対象外となることから、2023年5月8日以降の「みなし入院」の取り扱いを終了することとします。

具体的には、新型コロナウイルス感染症と診断された日（陽性判明日）に応じて、以下のとおりの対応とします。

ケース	診断日または陽性判明日		
	～2022(令和4)年 9月25日	2022(令和4)年9月26日～ 2023(令和5)年5月7日	2023(令和5)年 5月8日～
実際に、医療機関へ入院された場合 (約款における取り扱い)	○ お支払い対象	○ お支払い対象	○ お支払い対象
「みなし入院（宿 泊療養・自宅療 養）」の場合 (特別取扱)	重症化リスクの高い 方(*)	○ お支払い対象	× お支払い対象外
	上記以外の方	○ お支払い対象	× お支払い対象外

(*)「重症化リスクの高い方」とは、「65歳以上の方」「妊娠している方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬または新たに酸素投与が必要と医師が判断する方」のいずれかに該当する方になります

なお、My HER-SYSの療養証明書機能については、厚生労働省から2023年9月末まで利用可能と発表されていますが、同年10月以降の利用は未定となっていることから、「みなし入院」の対象であるにもかかわらず、入院給付金等をご請求いただけない方におかれましては、当社担当者あるいは当社コールセンターまでお早めにお申し出いただけますよう、お願い申し上げます。

また、2023年5月7日までに発生した「みなし入院」については、2023年5月8日以降もご請求いただけますので、ご安心ください(ご請求に際しましては、次頁以降の『[新型コロナウイルス感染症による入院給付金等のご請求について](#)』もあわせてご参照ください)。

※“五類感染症”への位置づけ変更に伴い、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は、当社の個人保険契約の約款上、“感染症”に該当しないこととなります。そのため、災害死亡保険金等(個人保険・財形保険)についてはお支払い対象外、特別条件（保険金等の削減支払、特定部位または指定疾病についての不担保、特定高度障害状態についての不担保）については適用対象となります。

※今後、政府が方針を見直したことにより、本プレスリリースの内容に変更が生じた場合には、改めてご連絡します。

新型コロナウイルス感染症による入院給付金等のご請求について

入院給付金等をお支払いする対象

◆新型コロナウイルス感染症による入院給付金等のお支払い対象は以下の通りです

ケース		陽性判明日(*1)		
		～2022(令和4)年 9月25日	2022(令和4)年9月26日～ 2023(令和5)年5月7日	2023(令和5)年 5月8日～
実際に、医療機関へ入院された場合		○ お支払い対象	○ お支払い対象	○ お支払い対象
宿泊療養・ 自宅療養 の場合 (特別取扱)	重症化リスクの高い方 (*2)	○ お支払い対象	○ お支払い対象	× お支払い対象外
	上記以外の方	○ お支払い対象	× お支払い対象外	× お支払い対象外

(*1) 陽性判明日または診断日を指します

(*2) 「重症化リスクの高い方」とは、保健所への発生届の対象となる以下のいずれかに該当する方になります

- 65歳以上の方
 - 妊娠している方
 - 入院を要する方
 - 重症化リスクがあり、かつ、所定の新型コロナ治療薬(*3)の投与または新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
- (所定の新型コロナ治療薬・酸素投与がある場合でも、保健所への発生届の対象でない場合はお支払いの対象とはなりません)

(*3) 厚生労働省が定める以下の治療薬となります

- ロナプリーブ(カシリビマブ・イムデビマブ)
- ステロイド薬(デカドロンなど)
- ゼビュディ(ソトロビマブ)
- アクテムラ(トシリズマブ)
- パキロビッド(コルマトレルビル・リトナビル)
- オルミエント(バリシチニブ)
- ラゲブリオ(モルヌピラビル)
- ベクルリー(レムデシビル)

なお、ゾコーバ(エンシトレルビル)やカロナール・ロキソニン等の解熱・鎮痛薬や市販の風邪薬は含まれません

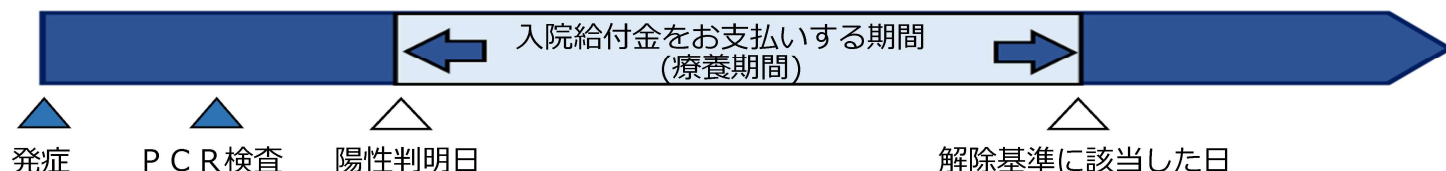


ご契約日にかかわらず、すべてのご契約に対し一律適用となります

入院給付金をお支払いする期間

◆陽性判明日から厚生労働省の定める解除基準に該当した日までがお支払いの対象となります
(療養終了日が不明の場合は、厚生労働省の定める療養期間に準じて、お支払いとなります)

【自宅療養された場合】(イメージ)



ご提出いただく書類 (療養期間終了後にご提出ください)

医療機関への入院の場合

請求書(電子手続き含む)とあわせて、医療機関が発行する当社所定の診断書をご提出ください
※入院期間によっては、診断書に代えて「医療機関が発行する領収書、退院証明書等」によりお取扱い可能です

宿泊・自宅療養の場合(特別取扱)

ご提出いただく書類については、**【次頁】**をご覧ください

新型コロナウイルス感染症による『宿泊・自宅療養』の証明書類について

陽性判明日が**2023年5月8日以降**の場合、入院給付金等のお支払い対象外となります

陽性判明日が**2023年5月7日以前**の場合、以下をご確認ください

請求書(電子手続き含む)とあわせて、次の書類(いずれもコピー可)をご提出ください

「My HER-SYS」の“療養証明書”画面をご提出いただける方

◆スマートフォン等での「My HER-SYS*」の“療養証明書”画面をご提出ください

“療養証明書”画面を印刷してご提出いただくか、画面をご提示いただいた上で撮影します

*陽性者ご本人がご自身の健康状態を入力できる、厚生労働省が提供する健康管理システムです

⚠ 「My-HER-SYS」の“療養証明書”画面は、2023年9月末までは利用可能です
10月以降の利用については未定(厚生労働省)となっていますので、お早めにお手続きください

「My HER-SYS」の“療養証明書”画面をご提出いただけない方

◆以下のア～ウのいずれかの書類をご提出ください

ア. 新型コロナに罹患したことを示す医療機関や検査センター等が発行する検査結果表
被保険者名・検査日または検査結果判明日の表示があるものに限りませ

イ. 自治体の健康フォローアップセンター*の受付結果

被保険者名の表示があるものに限りませ

*自治体により名称が異なりますので、お住まいの自治体の名称をご確認ください

ウ. 上記ア～イがない場合は、医師が新型コロナウイルス感染症と診断したことがわかる書類

陽性判明日が、2022年9月26日～2023年5月7日の場合

◆上記のア～ウに加えて、以下の書類のうちいずれか1点をあわせてご提出ください

重症化リスクの分類	いずれかの書類をご提出ください
65歳以上の方	追加の書類は必要ありません
妊娠している方	・母子健康手帳(被保険者名・交付日が確認できるページ) ・医師・医療機関による妊娠していることを証明する書類
重症化リスクがあり、かつ、 新型コロナ治療薬の投与または、 新型コロナ罹患により新たに 酸素投与が必要と医師が判断する方	・新型コロナ治療薬(※)が確認できる診療明細書・調剤明細書等 ・「酸素吸入」または「在宅酸素療法指導管理料」の算定記載のある診療明細書等 ※新型コロナ治療薬は、【前頁】に記載しています

⚠ 宿泊・自宅療養の期間が、厚生労働省の定める療養期間を超えた場合、
上記に加えて、療養期間がわかる証明書をご提出ください

⚠ お客様自ら抗原検査キット等で実施した検査結果のみではご請求いただけませ

⚠ 既にお持ちの場合に限り、医療機関・保健所等発行の「就業制限(解除)通知書」等の療養証明書
(いずれもコピー可)でもお取扱いいたします